

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇							
初期利子	利価格	發行日	振替単位	額面金	最低額面金	発行額	用等	振替法の適	の條項及びそ	法律及ぼし	發行の根拠	号及び記	名称及び記	基づき、國債の發行条件等を次とおり告示する省令（平成十四年九月十五日）に規定する。個人の場合は、支払期
とし、支払う算により算支払期	平成〇九年五月二十日	平成二年二月十五日	額面金	額面金	額面金	額面金	一八万円	額面金	の定義	以下「振替法」	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	五年（第十七回）	個人向け利付国庫債券へ固定・	〇年九月十二日 財務大臣 麻生太郎
とし、支払う算により算支払期	平成〇九年五月二十日	平成二年二月十五日	額面金	額面金	額面金	額面金	一百二十億五千五百	額面金	適用を受けるものとする。	「振替法」という。の規	（平成九年法律第一項）	五年（第十六回）	個人向け利付国庫債券へ固定・	〇年九月十二日 財務大臣 麻生太郎
とし、支払う算により算支払期	平成〇九年五月二十日	平成二年二月十五日	額面金	額面金	額面金	額面金	三百二十五億五千五百	額面金	の振替に関する法律（平成十六年法律第四十五回）	（平成九年法律第二十一条）	五年（第十七回）	個人向け利付国庫債券へ固定・	〇年九月十二日 財務大臣 麻生太郎	
とし、支払う算により算支払期	平成〇九年五月二十日	平成二年二月十五日	額面金	額面金	額面金	額面金	五百	額面金	の振替に関する法律（平成十六年法律第四十五回）	（平成九年法律第二十一条）	五年（第十七回）	個人向け利付国庫債券へ固定・	〇年九月十二日 財務大臣 麻生太郎	
とし、支払う算により算支払期	平成〇九年五月二十日	平成二年二月十五日	額面金	額面金	額面金	額面金	三十	額面金	の振替に関する法律（平成十六年法律第四十五回）	（平成九年法律第二十一条）	五年（第十七回）	個人向け利付国庫債券へ固定・	〇年九月十二日 財務大臣 麻生太郎	

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

(一) 利子を支払う。毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する平成二十四年八月十五日額面金額百円につき百円日本銀行の本店又は支店中途換金の買取りは、平成三十一年八月十五日以後において行う。次に区分に応じ、それぞれの買取金額は、平成三十一年八月十五日以後における買取金額とし、その買取金額は、平成三十一年八月十五日以後における買取金額とする。算式

(二) 既に支拂った金額 + 経過利息に相当する金額 = (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) + (第二期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 とぞ金とけ五有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の四第二十一条の四第一項に規定す
 すれ額が国日すとが号法。該都百二別、死託項の相続税法第三条の平成二十五年法律第七十三号
 るのはで債前き発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の平成二十五年法律第七十三号
 。算、きので者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十条の一項に規定す
 式次る中あがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者扶養信託契約の一部を改受
 にのも途つ、當、る二域若つ條法みのと受ける事項に規定す
 より区の換て平該當救十にしての律、居き地住にはを別二十条の一項に規定す
 分と金も成個該助二おくは十第地方するそ含障害条による改受
 算にしを、三人災の年いは、九六自る市のむ害条の者
 出応、請當十向害行法て總當第十自治市町相。者
 しじそ求該年けにわ律、合該一七治市町相。者
 た、のす個八国かれ第災区市項号法町相。者
 金そ買る人月債かる百害と又の（）（）扶四改受

（昭和二十五年法律第七十三号）

支 所 金 利 元 支 所 金 利 元

(二) 平成三十年八月十五日現在の
平成三十年の場面額 + 経過利子に相当する
額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

平成三十一年八月十五日前の
平成三十一年場面額 + 経過利子に相当する
額 - (経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する金額)